

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算書

(令和 年分) 氏 名

この計算書は、公的年金等に係る雑所得がある方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く方が、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額を計算する場合に使用します。書き方については裏面を読んでください。

1 損失額又は所得金額

A 公的年金等に係る雑所得以外の経常所得 (申告書第一表の「①から⑥までの合計額」及び「⑧及び⑨の合計額(赤字のときは0)」の合計額)					①	円	
所得の種類				① 差引金額	② 「譲渡」の通算後	③ 特別控除額	④ 損失額又は所得金額
B	譲渡	短期	分離譲渡	円	円		② 円
			総合譲渡			円	③
		長期	分離譲渡				④
			総合譲渡			円	⑤
	一時			(赤字のときは0)		⑥	
	C	山林					⑦
D	退職		円			⑧ (赤字のときは0)	
E	一般株式等の譲渡					⑨	
	上場株式等の譲渡					⑩	
	上場株式等の配当等		(赤字のときは0) 円			⑪	
F	先物取引等					⑫ (赤字のときは0)	

2 損益の通算

所得の種類				㊦ 通 算 前		㊧ 第1次通算後		㊨ 第2次通算後		㊩ 第3次通算後		㊪ 損失額又は所得金額	
A	公的年金等に係る 雑所得以外の経常所得			㊰	円	第 1 次 通 算	円	第 2 次 通 算	円	第 3 次 通 算	円	円	
B	譲 渡	短期	総合譲渡	㊱									
		長期	分離譲渡 (特定損失額)	㊲	△								
			総合譲渡	㊳									
	一 時			㊴									
C	山 林			----->		㊵							
D	退 職			----->			㊶						
損失額又は所得金額の合計額											㊷		

3 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算

(1)	② 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(5)	⑪ 欄 の 金 額	円
(2)	④ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(6)	⑫ 欄 の 金 額	円
(3)	⑨ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(7)	⑬ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円
(4)	⑩ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(8)	公的年金等に係る雑所得 以外の合計所得金額 (①～⑦の合計の金額)	円 (申告書第一表の⑩欄に転記します。)

書 き 方

1 「損失額又は所得金額」の各欄

(1) 「A 公的年金等に係る雑所得以外の経常所得」欄

申告書第一表の「①から⑥までの合計額」及び「⑧及び⑨の合計額（赤字のときは0）」の合計額を記入します。なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、⑥の代わりに『確定申告の手引き』10 頁の「C-F」の金額を合計します。

(2) 「B 譲渡・一時」欄

分離課税の土地建物等に係る譲渡所得や総合課税の譲渡所得、一時所得がある場合に記入します。

イ 「A 差引金額」欄

「分離譲渡」の各欄には『譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】』に記載した収入金額から必要経費等の金額を差し引いた金額を、「総合譲渡」の各欄には「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など（注）」を差し引いた後の金額を、それぞれ記入します。

（注）譲渡資産の取得費（既に必要経費として算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。

ロ 「B 譲渡の通算後」欄

「譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄は、次により記入します。

・「譲渡」の「A 差引金額」欄の金額が全て赤字（0 を含みます。）又は黒字（0 を含みます。）の場合には、「A 差引金額」欄の金額をそのまま転記します。

・「譲渡」の「A 差引金額」欄の金額に赤字と黒字がある場合には、次の順序で差し引き、差引後の金額を記入します（赤字の場合には金額の頭部に△を付して記入します。）。

i 「短期・分離譲渡」の赤字は、「長期・分離譲渡」の黒字から差し引きします。

（注）それでも引ききれない「短期・分離譲渡」の赤字は、損益の通算をすることはできません。

ii 「長期・分離譲渡」の赤字は、「短期・分離譲渡」の黒字から差し引きします。

（注）引ききれない「長期・分離譲渡」の赤字は、特定損失額（居住用財産の譲渡損失）又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額をいいます。以下同じです。）の金額を除き、損益の通算をすることはできません。

iii 「総合譲渡」の赤字は他の「総合譲渡」の黒字から差し引きします（「分離譲渡」の黒字から差し引くことはできません。）。ただし、「長期・分離譲渡」の赤字のうち、損益の通算の対象となる特定損失額がある場合には、「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額）の赤字の順に、「総合譲渡」の黒字から差し引きします。この場合、「短期」→「長期」の順に差し引きします。

b 「一時」の「B 譲渡の通算後」欄は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは0）を記入します。

ハ 「C 特別控除額」欄

a 「総合譲渡」の「C 特別控除額」欄は、次により記入します。

・「総合譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄の金額の合計額が 50 万円までの場合…それぞれ「B 譲渡の通算後」欄の金額（赤字のときは0）を記入します。

・「総合譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄の金額の合計額が 50 万円を超える場合…「短期」→「長期」の順に、それぞれ「総合譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄の金額を記入します。ただし、「短期」と「長期」の合計額は 50 万円が限度になります。

b 「一時」の「C 特別控除額」欄は、「B 譲渡の通算後」の金額が 50 万円までの場合にはその金額を、50 万円を超える場合には 50 万円を記入します。

ニ 「D 損失額又は所得金額」欄

「D 損失額又は所得金額」欄には、「B 譲渡の通算後」欄の金額から「C 特別控除額」欄の金額を差し引いた金額を次により記入します。

a 「B 譲渡の通算後」欄の金額が全て赤字（0 を含みます。）の場合には次により記入します。

・「総合譲渡」欄には、「B 譲渡の通算後」欄の赤字をそのまま転記します。

・「分離譲渡」欄には、「0」を記入します。ただし、「長期・分離譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄の赤字のうち、特定損失額がある場合には、その赤字を転記します。

b 「B 譲渡の通算後」欄の金額が全て黒字（0 を含みます。）の場合には、そのまま転記します。

c 「B 譲渡の通算後」の「譲渡」欄が赤字で「一時」欄が黒字の場合には、「譲渡」欄の赤字のうち「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額に限りません。）欄の赤字を、特別控除後の「一時」欄の黒字から差し引き、差引後の金額を記入します。

それでも引ききれない「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額）欄の赤字がある場合には、引ききれない赤字を金額の頭部に△を付して記入します。また、上記以外の「分離譲渡」欄の赤字がある場合には「0」を記入します。

(3) 「C 山林」欄

山林所得がある場合に、『山林所得収支内訳書（計算明細書）』で計算した山林所得金額を記入します。山林所得金額は、収用等により土地などが買い取られた場合の 5,000 万円の特別控除の特例（措法 33 条の 4）などを受けている方は、特別控除後の金額を記入します。

(4) 「D 退職」欄

退職所得がある場合に記入します。

イ 「A 差引金額」欄

退職所得の収入金額の合計額から退職所得控除額（注）を差し引いた金額を記入します。

（注）計算方法については、『確定申告の手引き』等をご覧ください。

ロ 「D 損失額又は所得金額」欄

退職所得金額を記入します。

（注）計算方法については、『確定申告の手引き』等をご覧ください。

(5) 「E 一般株式等の譲渡・上場株式等の譲渡・上場株式等の配当等」欄
「一般株式等の譲渡」欄及び「上場株式等の譲渡」欄は、分離課税の株式等の譲渡に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に記入します。「上場株式等の配当等」欄は、分離課税の上場株式等に係る配当所得等がある場合に記入します。

イ 「上場株式等の配当等」の「A 差引金額」欄

分離課税の上場株式等に係る配当所得等の収入金額の合計額から、分離課税の上場株式等に係る配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子（株式を買ったり出資をしったりするために借り入れた負債の利子に限りません。ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。）の額を差し引いた金額（赤字のときは0）を記入します。

ロ 「D 損失額又は所得金額」欄

a 「一般株式等の譲渡」欄及び「上場株式等の譲渡」欄には、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』の「1 所得金額の計算」の「一般株式等」又は「上場株式等」の⑩欄の金額（「上場株式等の譲渡」欄にあっては、赤字のときは『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』の⑤欄の金額の頭部に△を付した金額）を、それぞれ転記します。ただし、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）』を使用されている方は、その「1 所得金額の計算」の「一般株式等」又は「上場株式等」の⑩欄の金額（赤字のときは『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』の⑩欄（一般株式等）又は⑪欄（上場株式等）の金額の頭部に△を付した金額）を転記します。

b 「上場株式等の配当等」の欄には、「A 差引金額」欄の金額を転記します。ただし、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除（損益の通算）する場合は、『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』の⑥欄の金額又は『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）』に係る付表の⑬欄の金額を転記します。

(6) 「F 先物取引」欄

分離課税の先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に、『先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書』の「合計」の⑭欄の金額（赤字のときは0）を「D 損失額又は所得金額」欄に転記します。

2 損益の通算

(1) 「A 通算前」の各欄、「山林」の「B 第1次通算後」欄及び「退職」の「C 第2次通算後」欄

「1 損失額又は所得金額」の各欄の金額を転記します。ただし、「④」欄は、「1 損失額又は所得金額」の「④」欄が黒字（0 を含みます。）の場合には転記しません。

(2) 「B 第1次通算後」の各欄

イ 「A 通算前」のA、B欄の金額がともに赤字か黒字の場合…「A 通算前」欄の金額をそのまま転記します。

ロ 「A 通算前」のA欄の金額が赤字でB欄の金額が黒字の場合…A欄の赤字をBの③から⑥欄の順に差し引きします。引ききれないためA欄の赤字が残ったときは、残った赤字の金額を頭部に△を付して記入し、B欄の黒字が残ったときは、残った黒字の金額を記入します。

ハ 「A 通算前」のA欄の金額が黒字でB欄の金額が赤字の場合…B欄の赤字をA欄の黒字から差し引きします。引ききれないためB欄の赤字が残ったときは、残った赤字の金額を頭部に△を付して記入し、A欄の黒字が残ったときは、残った黒字の金額を記入します。

(3) 「C 第2次通算後」の各欄

イ 「B 第1次通算後」のA、B、C欄の金額がともに赤字か黒字の場合…「B 第1次通算後」欄の金額をそのまま転記します。

ロ 「B 第1次通算後」のA、B欄の金額が赤字で、C欄の金額が黒字の場合…A、B欄の赤字を「経常所得」→「譲渡」の順にCの黒字から差し引き、その差引後の金額を②のハと同様に、「C 第2次通算後」欄に記入します。

ハ 「B 第1次通算後」のA、B欄の金額が黒字で、C欄の金額が赤字の場合…C欄の赤字を、①から⑥欄の順に差し引き、その差引後の金額を②のハと同様に、「C 第2次通算後」欄に記入します。

(4) 「D 第3次通算後」の各欄

イ 「C 第2次通算後」のA、B、C欄の金額が赤字で、D欄の金額が黒字の場合…A、B欄の赤字を「経常所得」→「譲渡」の順にD欄の黒字から差し引き、次にC欄の赤字をその残ったD欄の黒字から差し引き、その差引後の金額を②のハと同様に、「D 第3次通算後」欄に記入します。

ロ イ以外の場合…「C 第2次通算後」欄の金額をそのまま転記します。

(5) 「E 損失額又は所得金額」の各欄

イ 「D 第3次通算後」の「譲渡・長期・総合譲渡」欄の金額と「一時」欄の金額の合計額が黒字の場合…「E 損失額又は所得金額」の「譲渡・長期・総合譲渡、一時」欄には、「D 第3次通算後」の「譲渡・長期・総合譲渡」欄の金額と「一時」欄の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「D 第3次通算後」欄の金額を転記します。

ロ イ以外の場合…「D 第3次通算後」欄の金額を転記します。

(6) 「損失額又は所得金額の合計額」欄

「E 損失額又は所得金額」の各欄の損失額又は所得金額を合計し、その金額が黒字の場合にはそのまま記入し、赤字の場合には金額の頭部に△を付して記入します。

3 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算

(1)～(6)欄については「1 損失額又は所得金額」の各欄の金額を、(7)欄については「2 損益の通算」の⑬の金額を、それぞれ転記します。

(8)欄の金額（①から(7)までの合計額）が、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額となりますので、申告書第一表の⑭欄に転記してください。